

# 8月1日から70歳以上の人の 高額療養費の自己負担限度額が変わりました

☎ 保険年金課〔東庁舎〕 ☎71・2324 ☎72・2460

高額療養費は、同じ月の医療費の負担が自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると、限度額を超えた分が支給される制度です。入院時の食事代や保険が適用されないものは、高額療養費の計算に含まれません。

## 平成30年7月まで

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円+A <sup>※1</sup> <4回目以降は44,400円> <sup>※3</sup>
2割または1割	一般	14,000円 (年間上限144,000円 <sup>※2</sup> )	57,600円 <4回目以降は44,400円> <sup>※3</sup>
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	8,000円



## 平成30年8月から

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+C <sup>※1</sup>	<4回目以降は140,100円> <sup>※3</sup>
	現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+B <sup>※1</sup>	<4回目以降は93,000円> <sup>※3</sup>
	現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+A <sup>※1</sup>	<4回目以降は44,400円> <sup>※3</sup>
2割または1割	一般	18,000円 (年間上限144,000円 <sup>※2</sup> )	57,600円 <4回目以降は44,400円> <sup>※3</sup>
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	8,000円

- ※1 Cは医療費が842,000円を超えた場合に(医療費-842,000円)×1%を加算します。  
Bは医療費が558,000円を超えた場合に(医療費-558,000円)×1%を加算します。  
Aは医療費が267,000円を超えた場合に(医療費-267,000円)×1%を加算します。
- ※2 年間は8月～翌年7月で計算します。
- ※3 過去1年間以内に高額療養費を4回以上受けた場合。

### ●高額療養費の申請について

国民健康保険の人は、該当月ごとに申請が必要です。該当者には、通知を送ります。申請には、毎回領収書の原本が必要です。

後期高齢者医療の人は、一度申請すれば、その後は自動的に振り込まれます。該当者には、通知を送ります。

詳しくは、通知文をご覧ください。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証等の申請について

非課税世帯の人(区分Ⅰ、Ⅱの人)または現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの人で、医療費が高額になりそうなきは事前に申請してください。

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると窓口での支払額が自己負担限度額で止まります。

## 国民年金の保険料はまとめて払うと安くなります

10月から3月までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて払うと、毎月払うより1,110円安くなります。

口座振替の手続きは金融機関か草津年金事務所  
8月末までに行ってください。

※詳しくは☎へお尋ねください。

☎草津年金事務所国民年金課 ☎077・567・2220

保険年金課〔東庁舎〕 ☎71・2324 ☎72・2460